

改正

平成17年3月28日規則第7号  
平成17年6月20日規則第31号  
平成18年3月20日規則第1号  
平成22年6月23日規則第18号  
平成28年3月28日規則第4号

寒河江市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(閲覧等の請求)

第3条 条例第10条の規定による請求は、本人が行うものとする。ただし、特別の理由により本人自ら請求又は閲覧等ができない場合は、他の者が委任状を添えて請求又は閲覧等を行うことができる。

2 郵送による閲覧等の請求は認めないものとする。ただし、特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(情報公開請求書)

第4条 条例第10条第1項第3号に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 閲覧等の内容の区分

(2) 情報の使用目的

2 条例第10条第1項に規定する請求書は、情報公開請求書（様式第1号）とする。

3 条例第10条第2項の規定により相当の期間を定めて請求書の補正を求めるときは、補正通知書（様式第2号）により公開請求者に通知するものとする。

(情報公開決定通知)

第5条 条例第11条第2項の規定による情報の公開決定の通知は、情報公開決定通知書（様式第3号）により行うものとする。ただし、当該決定に係る情報を直ちに公開するときは、口頭により行うことができるものとする。

(情報非公開決定通知等)

第6条 条例第11条第3項、第4項及び第5項の規定による通知は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書とする。

(1) 公開の請求に係る情報の全部を公開しないことと決定したとき 情報非公開決定通知書（様式第4号）

(2) 公開の請求に係る情報の一部を公開しないことと決定したとき 情報部分公開決定通知書（様式第5号）

(3) 公開の請求に係る情報の公開決定等の期間を延長するとき 情報公開決定期間延長通知書（様式第6号）

(4) 公開の請求に係る情報の存否を明らかにしないとき 存否情報通知書（様式第7号）

(5) 公開の請求に係る情報が存在しないとき 不存在通知書（様式第8号）

(情報公開決定期間特例延長通知)

第7条 条例第12条の規定による決定期間特例延長の通知は、情報公開決定期間特例延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

(電磁的記録の公開の方法)

第8条 条例第13条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、市が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一つの結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により電磁的記録の複写が困難なときその他事務の遂行に著しい支障

が生ずるおそれがあると認められるときは、電磁的記録の複写を行わないことができる。

(1) 録音カセットテープ又はビデオカセットテープ 当該録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写した物の交付

(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を実施機関が保有する処理装置及びプログラムを使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気又は光ディスク等に複写した物の交付

(情報の閲覧等の方法)

第9条 情報の閲覧等をしようとする者は、当該情報を丁寧に取り扱い、汚損又は破損をしてはならない。

2 実施機関は、情報の閲覧等をしようとする者が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該情報の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

(情報公開請求事案移送通知)

第10条 条例第14条第1項に規定する通知は、情報公開請求書事案移送通知書(様式第10号)とする。

(第三者に関する情報の意見書提出機会付与通知及び決定通知)

第11条 条例第15条第1項に規定する通知は、第三者に関する情報に係る意見照会書(様式第11号)とし、第三者に関する情報に係る意見書(様式第12号)により回答を求めるものとする。

2 条例第15条第2項に規定する通知は、第三者に関する情報の公開に係る意見書提出機会付与通知書(様式第13号)とし、第三者に関する情報の公開に係る意見書(様式第14号)により回答を求めるものとする。

3 条例第15条第3項に規定する通知は、第三者に関する情報の公開に係る決定通知書(様式第15号)により行うものとする。

(寒河江市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第12条 条例第16条第3項に規定する寒河江市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)による諮問は、情報公開決定等審査諮問書(様式第16号)により行うものとする。

(裁決及び手続)

第13条 実施機関は、条例第16条第3項の諮問に対する答申を受け、当該審査請求に対する裁決をしたとき又は同項各号に該当する場合においては、情報公開決定等審査請求裁決通知書(様式第17号)により、審査請求人及び参加人に対し、通知しなければならない。

(諮問の通知)

第14条 条例第16条第5項の規定による通知は、寒河江市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第18号)により行うものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会)

第15条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審査会の庶務は、総務課において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(補則)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第7号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月20日規則第31号)

(施行規則)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に行っている情報の公開については、この規則の相当規定により行ったものとみなす。

附 則 (平成18年3月20日規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月23日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の寒河江市情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた情報の公開請求について適用し、施行の前になされた情報の公開請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月28日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号

情 報 公 開 請 求 書

年 月 日

実施機関の長 様

請求者 氏 名 法人その他の団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名

住 所 法人その他の団体にあつては、  
主たる事業所（本店）の所在地

電話番号（ ） —

寒河江市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

<p>公開を請求する 情報の内容</p> <p>〔具体的に記載し てください。〕</p>		
<p>使 用 目 的</p>		
<p>公 開 の 方 法</p> <p>〔希望する公開方 法を○で囲んで ください。〕</p>	<p>文書、図画、 写真及びフィ ルム</p>	<p>(1) 閲覧 (2) 写しの交付</p>
	<p>電磁的記録</p>	<p>(1) 用紙に出力したものの閲覧 (2) 用紙に出力したものの交付 (3) 専用機器により再生したものの視聴 (4) 複写したものの交付</p>

(注) 上記太線内の各欄に必要事項を記載してください。

※担当課等記載欄

担当課等	情報の件名	処理状況
		<p>(1) 公開 (2) 部分公開 (3) 非公開</p>

第 号  
年 月 日

様

実施機関の長

印

補 正 通 知 書

年 月 日に受理した情報の公開の請求について、下記の点で不備ですから、寒河江市情報公開条例第10条第2項の規定により補正するよう求めますのでお知らせします。

なお、補正した内容については、下記指定日まで書面でお知らせください。

補正を求める事項	
補正書面提出指定期日	年 月 日
補正書面提出先 (担当課・問い合わせ先)	

- (注) 1 補正に応じなかった場合、又は指定期日までに補正書面を提出しなかった場合には、当該公開の請求を不適法なものとして却下することがあります。
- 2 補正に要した日数は、寒河江市情報公開条例第11条第1項に規定する当該公開請求に係る決定をしなければならない期間には算入しません。

	第 年	月	号 日
様	実施機関の長 印		
情報公開決定通知書			
<p>年 月 日に受理した情報の公開の請求について、次のとおり公開することと決定したので、寒河江市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。</p>			
情報の内容			
情報公開の日時	年 月 日 ( )	午前 午後	時 分
情報公開の場所			
公開の方法	文書、図画、 写真及びフィルム	(1) 閲覧 (2) 写しの交付	
	電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの閲覧 (2) 用紙に出力したものの交付 (3) 専用機器により再生したものの視聴 (4) 複写したものの交付	
担当課 (問い合わせ先)			

- (注) 1 当日都合が悪い場合には、あらかじめ担当課に連絡してください。  
 2 情報の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様  実施機関の長  情報非公開決定通知書  年 月 日に受理した情報の公開の請求について、次のとおり公開しないことと決定したので、寒河江市情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。	第 号 年 月 日  印
情報の内容	
公開することができない理由	寒河江市情報公開条例第 条第 号該当
担当課 (問い合わせ先)	

審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様	第 年 月 日
実施機関の長	印
情報部分公開決定通知書	
<p>年 月 日に受理した情報の公開の請求について、次のとおりその一部を公開することと決定したので、寒河江市情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。</p>	
情報の内容	
情報公開の日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後
情報公開の場所	
公開することができない部分とその理由	<p>(公開できない部分)</p> <p>(理由)</p> <p style="text-align: center;">寒河江市情報公開条例第 条第 号該当</p>
担当課 (問い合わせ先)	

(注) 1 当日都合が悪い場合には、あらかじめ担当課に連絡してください。

2 情報の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

実施機関の長 印

情報公開決定期間延長通知書

年 月 日に受理した情報の公開の請求について、次のとおり決定期間を延長したので、寒河江市情報公開条例第11条第4項の規定により通知します。

<p>情報の内容</p>	
<p>寒河江市情報公開条例第11条第1項の規定による決定期間</p>	<p>年 月 日（請求書受理日）から 年 月 日まで</p>
<p>延長の期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>延長の理由</p>	
<p>担当課 (問い合わせ先)</p>	

	第 号 年 月 日
様  実施機関の長	印
存 否 情 報 通 知 書	
年 月 日に受理した情報の公開の請求について、次のとおり情報の存否を明らかにしないことにしたので、寒河江市情報公開条例第11条第5項の規定により通知します。	
情報の存否を明らかにしない理由	
担 当 課 ( 問 い 合 わ せ 先 )	

審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

様

実施機関の長

印

不 存 在 通 知 書

月 日に受理した情報の公開の請求について、該当する行政情報が存在しないので、寒河江市情報公開条例第 1 1 条第 5 項の規定により通知します。

<p>請求のあった情報の内容 又は件名</p>	
<p>請求のあった情報が存在 しない理由</p>	
<p>担 当 課 ( 問 い 合 わ せ 先 )</p>	

第 号  
年 月 日

様

実施機関の長 印

情報公開決定期間特例延長通知書

年 月 日に受理した情報の公開の請求について、次のとおり決定期間を特例で延長したので、寒河江市情報公開条例第12条の規定により通知します。

<p>情報の内容</p>	
<p>寒河江市情報公開条例第11条第1項及び第4項の規定による決定期間</p>	<p>(請求書受理日) 年 月 日から                  (第11条第1項の規定による期間) 年 月 日まで                  (第11条第4項の規定による期間) 年 月 日まで</p>
<p>特例延長の期間</p>	<p>年 月 日から                  年 月 日まで</p>
<p>特例延長の理由</p>	
<p>担当課 (問い合わせ先)</p>	

第 号 年 月 日	
様  実施機関の長  情報公開請求書事案移送通知書  年 月 日に受理した情報の公開の請求については、次のとおり 移送したので寒河江市情報公開条例第14条第1項の規定により通知します。 なお、移送された情報の開示請求に係る事務については、今後、移送を受け た実施機関において執行します。	
移送した公開の請求に係る 情報の件名又は内容	
移送を受けた実施機関 ( 問 い 合 わ せ 先 )	
移 送 し た 年 月 日	年 月 日
移 送 し た 理 由	
移送したことについての 問 い 合 わ せ 先 ( 担 当 課 )	

第 号  
年 月 日

様

実施機関の長

印

第三者に関する情報に係る意見照会書

あなたの情報が記録されている行政情報について、寒河江市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく情報の公開の請求がありました。

つきましては、条例第15条第1項の規定により公開等決定の参考といたしたくあなたのご意見をお伺いしますので、別紙第三者に関する情報に係る意見書（様式第12号）によりご回答くださるようお願いいたします。

なお、非公開を希望するときは、公開されることにより受ける具体的支障についてもご回答ください。

公開の請求があった年月日	年 月 日 ( )
公開の請求があった情報に記録されているあなたに関する情報の内容	
回 答 期 限	年 月 日 ( )
回答先及び問い合わせ先 ( 担 当 課 )	

	第 年	月	号 日
実施機関の長                      様   <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     住 所 氏 名                 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">印</div>			
第三者に関する情報に係る意見書			
年    月    日付    第    号で照会のあったことについて、次の とおり回答します。			
1 公開されても支障を生じない。			
2 公開されると支障を生じる。			
(1) 公開されると支障を 生じる部分			
(2) 上記の理由			
担 当 課 ( 問 い 合 わ せ 先 )			

※ 該当する番号を○で囲んでください。「2 公開されると支障を生ずる。」に○をつけた場合は、「(1) 公開をされると支障を生ずる部分」及び「(2) その理由」についてお答えください。



	第 年	月	号 日
実施機関の長                      様			
	住 所 氏 名	印	
<p>第三者に関する情報の公開に係る意見書</p> <p>          年    月    日付    第    号で照会のあったことについて、次の とおり回答します。</p>			
1 公開されても支障を生じない。			
2 公開されると支障を生じる。			
(1) 公開されると支障を生じる部分			
(2) 上記の理由			
担 当 課 ( 問 い 合 わ せ 先 )			

※ 該当する番号を○で囲んでください。「2 公開されると支障を生じる。」に○をつけた場合は、「(1) 公開をされると支障を生じる部分」及び「(2) 上記の理由」についてお答えください。

	第 年 月 日 号 日
様  実施機関の長	印
第三者に関する情報の公開に係る決定通知書	
年 月 日付けで第三者に関する情報の公開に係る意見書が提出された行政情報について、次のとおり公開の決定をしましたので、寒河江市情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。	
決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 全部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
決 定 を し た 年 月 日	年 月 日
公開を決定した情報に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開を実施する日時及び場所	日時                      年 月 日    午前・午後    時 分
	場所
公開を決定した理由	
担 当 課 ( 問 い 合 わ せ 先 )	

審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で                      に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は                      になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



第 号  
年 月 日

様

実施機関の長 印

情報公開決定等審査請求裁決通知書

あなたが 年 月 日付けで提起した 処分に係る審査請求について、次のとおり裁決したので通知します。

主 文	
事案の概要	
審理関係人の主張の要旨	
理 由	

以上、本件審査請求は、  
よって、行政不服審査法の定めるところにより主文のとおり裁決する。

第 年 月 日 号

様

実施機関の長

印

寒河江市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

次のように寒河江市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、寒河江市情報公開条例第16条第5項の規定により通知します。

諮問した年月日	年 月 日
審査請求に係る公開の請求に係る決定	
諮問に係る審査請求のあった日	年 月 日
担当課 (問い合わせ先)	
備考	